

悪質な訪問販売リフォーム被害から身を守る

ご家庭の安全を守るために



近年、悪質な訪問販売業者によるリフォームの被害が増加しています。これらの業者は「屋根が割れていますよ」「火災保険で塗装工事が出来ますよ」など巧妙な手口で消費者を欺き、高額な契約を結び不必要的工事を行うことが報告されています。背景には「組織犯罪集団」の存在が警視庁により確認されており、被害から身を守るために以下の対策が必要です。

悪質業者の特徴



悪質な訪問販売業者は、以下のような手口を用いることが多い。

- 「近くで屋根工事をやっていますが、お宅の屋根が割れていますので見てあげますよ。」と突然訪問して、「直さないと雨漏れますよ」と緊急性を強調して契約を迫ります。
- 強引な営業: 契約を急かし、十分な説明を行わずに契約書に署名させようとします。
- 1回契約してしまうと、繰り返し「違う危険」をあおり繰り返し訪問します。
- 「今決めれば法外な特別割引」など急がせようとする



対策



以下の対策を講じることで、悪質な訪問販売業者から身を守ることができます。

- 「訪問販売お断り」ステッカーを玄関の外の見えやすいところへ貼ります
- 見知らぬ人が来たら玄関ドアは決して開けない ※お友達へも知らせよう
- 繰り返しの訪問が有った時は「警察」へ通報します

しつこい勧誘は
消費生活センター
警察へ相談します



ステッカーのサイズ = 100×100mm ⇒

□ 警視庁作成チラシ(別途配布します)

屋根の点検をはじめとする
飛び込み営業に
ご注意!!

悪質業者は、突然訪問して「無料点検」を持ち掛けながら、言葉巧みに
不要な工事契約を結ぼうとしていますので、**きつかりと断りましょう。**

被害に遭わないためには
突然の訪問を受けた
点検させない
その場では
契約しない

困ったときは、**警察にご相談ください。**
最寄りの警察署
警視庁総合相談センター #9110
※ 相談料金はございません。相談窓口等をご利用ください。

警察以外の相談窓口

既に契約をしてしまった場合
契約トラブル・解約等のご相談は、
消費者ホットライン「188」にお電話ください。

リフォーム工事を検討している場合
見積もりを含め、リフォーム工事全般に関するご相談は、
住まいのダイヤル「0570-016-100」にお電話ください。
〔(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター〕

お近くの安心できるリフォーム業者の検索は、
住宅リフォーム事業者団体登録制度 →

ご家族やご近所にもお知らせください!
警視庁生活安全総務課



住宅リフォーム事業者団体国土交通大臣登録第 14 号
(一社)木造住宅塗装リフォーム協会
<https://www.mokutokyo.jp>
作成 2025 年 3 月